**秘密保持契約書**

**簡易版**

最低限必要な事項のみを記載したものです。

印紙税法上の課税文書ではありませんので、収入印紙の貼付は不要です。

●●●●株式会社（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、次のとおり、秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第１条　本契約において秘密情報とは、甲が乙に対して開示した情報のうち、秘密情報として指定した●●に関する営業上、技術上、その他業務上の一切の情報をいう。

２）前項の規程に関わらず、次に掲げる情報については、本契約の規定は適用されない。

（１）乙が甲から開示を受けた際に既に公知であった情報、または乙が甲から開示を受けた後、乙の故意・過失によることなく公知となった情報

（２）甲から開示を受ける前に乙が自ら知得していた情報

（３）乙が甲とは無関係の第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に得た情報

（義務）

第２条　乙は、甲の秘密情報について厳正に保持するものとし、甲の書面による承諾を得ることなく第三者に開示しないものとする。

２）乙は、秘密情報を、当該秘密情報を知る必要のある乙の役員または従業員に限り必要な範囲で開示できるものとする。但し、乙は、当該役員または従業員に対して、本契約における乙の義務と同等の義務を課すものとし、かつ、当該役員または従業員の行為について全て責任を負うものとする。

（損害賠償請求）

第３条　甲は、乙が本契約に違反して秘密情報を漏洩した場合、乙に対してその違反行為の差止請求、原状回復請求並びに損害賠償請求をすることができるものとする。

（情報の返還または廃棄）

第４条　乙は、●●終了後または甲から要請があった場合には、提供された秘密情報及びその複製物を甲の指示に従い返還または廃棄するものとする。

（有効期間）

第５条　本契約は、本契約締結の日から発効し、●●が完了し、または中止された後、●年間有効であるものとする。

（協議）

第６条　本契約の解釈について疑義が生じた場合、または本契約書に規定なき事項については、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

（合意管轄）

第７条　本契約に関して生ずる一切の法的紛争の解決は、●●地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

以上のとおり本契約の成立を証するために、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和●●年●●月●●日

住所　●●県●●市●●町●●丁目●●番●●号

（甲）氏名　　●●●●株式会社

　　　　　　代表取締役　●●●●　　印

住所　●●県●●市●●町●●丁目●●番●●号

（乙）氏名　　●●●●　　印